

各指定医療機関 開設者（代表者） 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一  
（札幌市保健所長事務取扱）

## 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度（特定医療費）の 北海道から札幌市への権限移譲について

平素より、本市の保健・医療行政の推進にあたり格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、北海道が所管している「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）」に基づく特定医療費の支給等の事務が、平成 30 年 4 月 1 日より、札幌市に移管（権限移譲）されることとなりました。

これに伴い、公費負担者番号の変更等が発生しますので、関連する事項につきまして、指定医療機関の皆様へご案内させていただきます。

### 記

#### 1 特定医療費（指定難病）受給者証の公費負担者番号の変更について

権限移譲に伴い、札幌市民の公費負担者番号が、下表のとおり変わります。

##### ■札幌市民の“公費負担者番号”の変更内容

実施機関	診療月	医療保険 (生活保護で医療保険併用の場合を含む)	生活保護 (医療保険なし)
北海道	平成 30 年 3 月分まで	<b>54016019</b>	<b>54016027</b>
札幌市	平成 30 年 4 月分以降	<b>54017017</b>	<b>54018015</b>

受給者（札幌市民）の方々へ、平成 30 年 3 月中に、変更後の公費負担者番号が記載された札幌市の受給者証を交付（ご自宅等へ送付）いたしますので、4 月以降の受診時に、当該受給者証をご確認くださいようお願いいたします。

#### 2 特定医療費（指定難病）受給者証について

権限移譲に伴い、1 の他、受給者証の色等、以下の点が変わります。

なお、受給者番号については変更ありません（下記③の方は統合により変更の場合あり）。

##### ■札幌市民の“受給者証”の変更内容

- ① 紙色が“クリーム色”になります（現在の北海道の受給者証は“白”）。
- ② サイズが一回り大きくなります（B 7 サイズ→A 6 サイズ）。
- ③ 複数疾病者の受給者証を統合します（全ての疾病名が 1 枚に印字されます。）。
- ④ 受給者証を格納するケース（難病手帳：紺色）を配布します（受給者証と同封）。

### 3 自己負担上限額管理票について

権限移譲に伴い、管理票の冊子化等、以下の点を変更いたします。

#### ■札幌市民の“自己負担上限額管理票”の変更内容

- ① 過去1年分を一元管理できるよう冊子化（受給者証と同じクリーム色）
- ② 受給者の方や医療機関の方へのご案内や記載例を掲載
- ③ “災害に対する備え”を掲載

冊子化した管理票は、3月の受給者証発送時に同封いたしますので、受給者から提示があった際は、冊子化した管理票へご記載くださいますようお願いいたします。

※1～3につきましては、別紙1の資料もご参照ください。

### 4 指定医療機関・指定医に関する手続きの窓口について

このたびの権限移譲に伴い、市内の指定医療機関及び指定医（主たる勤務先が市内医療機関）に関する手続き（変更・辞退等）の窓口が、平成30年4月1日以降、北海道から“札幌市保健所健康企画課”に変更となります。

### 5 Q&A

1～4に関連する事項等、このたびの権限移譲に係る留意点や、その他重要と思われる事項を別紙3にQ&Aとして整理いたしましたので、ご参照ください。

### 6 関係者への周知のお願い

大変恐れ入りますが、本通知に関係する医師や受付職員等の方々へのご周知をお願いいたします。なお、本通知の内容は、札幌市ホームページにも掲載しておりますので、ご利用いただけますと幸いです。

### 7 札幌市公式ホームページ上の掲載先

本通知内容及び様式（受給者証・自己負担上限額管理票）は、札幌市公式ホームページの下記リンク先において掲載しております。

ホーム>健康・福祉・子育て>医療>難病（指定難病・特定疾患）>指定医療機関

### 8 添付資料

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証と自己負担上限額管理票が札幌市発行のものに切り替わります [指定医療機関向け] ……別紙1
- ・ 指定医（難病法）関連の手続き先が札幌市に変わります [指定医向け] ……別紙2
- ・ 指定医療機関・指定医向けQ&A ……別紙3

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 2F

札幌市保健福祉局保健所健康企画課（難病担当）

TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223